

くらしの税情報

問い合わせ先 税務課 - 資産税グループ - ☎40-5554

■平成23年度固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書について■

◎平成23年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月中旬に発送します。合わせて課税明細書を同封しますので、課税物件に誤りがないかご確認ください。**なお、所有物件数(土地の筆数、家屋の棟数)が多い方は、納税通知とは別に課税明細書が送付されます。**

◎**全期前納における前納報奨金は今年度をもって終了となります。**詳しくは納税通知書に同封したチラシをご覧ください。

◎平成23年度固定資産税・都市計画税の全期前納分と第1期分の納期限は5月31日(火)です。

◎口座振替を依頼されている方は、振替日の前日までに預金残高の確認をお願いします。

◎コンビニエンスストアでも納付できます。(ただし、全期前納の納付、納期限を過ぎたもの、納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付についてはお取り扱いできませんので金融機関等で納付してください。)

資産税に関する

Q&A

Q. 平成19年9月に木造2階建て住宅を新築しましたが、平成23年度分からの固定資産税が高くなるのはなぜですか？

A. 新築した家が一定の要件を満たすときは、居住部分120㎡までの税額が新たに課税されることになった年度から3年度分に限り、固定資産税額(家屋分)が2分の1に減額される特例があります。

この場合、平成20、21、22年度分については、この特例に該当し減額されていましたが、平成23年度分からこの特例による減額がなくなります。なお、3階以上の中高層耐火住宅については、一定の要件を満たすときは5年間に限り、同様の減額措置があります。

(平成23年度に減額期間が終了される方には、納税通知書とは別にハガキで通知します。)

(平成22年度より長期優良住宅に該当する新築家屋については、減額期間がさらに2年間延長されるようになりました。)



Q. すべての駐車場が雑種地として評価されますか？

A. 駐車場が隣接する宅地と一体的に利用されている場合は宅地として評価します。道路の向い側にある独立した駐車場や貸駐車場などは雑種地として評価します。

また、この場合においても市街化区域にある雑種地は、宅地と同価額の評価額となり、調整区域にある雑種地は、宅地の50%(宅地比準)として評価します。

Q. 地価が下落することにより、土地の税額も下がりますか？

A. 地価の下落により、評価額が前年度より下がった土地でも、負担調整措置により税額が上昇する場合があります。

負担調整措置とは、平成9年度の税制改正により、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)が高い土地は、税額を引き下げたり据え置く一方、負担水準が低い土地については、段階的に税額を引き上げていく仕組みのことです。

また、土地の利用状況が変わったとき、地目が変更された場合は、税額も変わります。